

第32号議案

府中市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 5 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

公の施設における指定管理者の指定に係る手續の見直しに伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

府中市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月府中市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長等は、候補者の公募を行わないことができる。

- (1) 公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により公募の方法等で選定した民間事業者と指定管理者を同一の者とするにより、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて合理的な理由があるとき。

第5条第1項中「第2条本文」を「第2条第1項」に、「第2条ただし書」を「第2条第2項」に改める。

第5条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、PFI法第8条第1項の規定により公募の方法等で選定した民間事業者（法第138条の4第3項に規定する附属機関による調査審議を経て選定した民間事業者に限る。）を前条第1項の規定により候補者として選定するときは、この限りでない。

第5条の2第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

第15条中「市長等が定める」を「これにより生じた」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。